

◎新潟県訓令第15号

福祉保健部生活衛生課
地域振興局
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>(兼務)</p> <p>第1条 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる<u>保健所</u>、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(兼務)</p> <p>第1条 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる<u>労働相談所</u>、<u>保健所</u>、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟地域振興局企画振興部 労政課</td> <td style="text-align: center;">新潟労働相談所</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">長岡地域振興局企画振興部 労政課</td> <td style="text-align: center;">長岡労働相談所</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">上越地域振興局企画振興部 労政課</td> <td style="text-align: center;">上越労働相談所</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	新潟地域振興局企画振興部 労政課	新潟労働相談所	(略)	長岡地域振興局企画振興部 労政課	長岡労働相談所	(略)	上越地域振興局企画振興部 労政課	上越労働相談所	(略)
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
新潟地域振興局企画振興部 労政課	新潟労働相談所														
(略)															
長岡地域振興局企画振興部 労政課	長岡労働相談所														
(略)															
上越地域振興局企画振興部 労政課	上越労働相談所														
(略)															